

博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

奈良県教育委員会教育長 吉田育弘

奈良県教育委員会規則第十一号

博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則

博物館の登録に関する規則（昭和二十七年四月奈良県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十条」を「第十一条」に改め、「地方公共団体の設置するものにあつては」及び「、一般社団法人、一般財団法人、宗教法人又は博物館法施行令（昭和二十七年政令第四十七号）第一条の法人の設置するものにあつては、別記第二号様式」を削る。第二条を次のように改める。

第二条 削除

第三条中「第十条」を「第十四条」に、「別記第三号様式」を「別記第二号様式」に改める。

第四条を次のように改める。

第四条 削除

第五条を次のように改める。

（変更）

第五条 法第十五条第一項に規定する届出は、別記第三号様式により行わなければならない。

第六条中「別記第五号様式」を「別記第四号様式」に改める。

第七条を次のように改める。

第七条 削除

第八条中「請求」の下に「が」を加え、「別記第六号様式」を「別記第五号様式」に改める。

第八条の次に次の二条を加える。

（定期報告）

第九条 法第十六条に規定する報告は、毎年度、別記第六号様式により行わなければならない。

（細則）

第十条 この規則に定めるもののほか、博物館の登録に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

第一号様式を次のように改める。

第一号様式

博物館登録申請書

年 月 日

奈良県教育委員会殿

設置者名

博物館法第12条の規定により、関係書類を添えて登録を申請します。

事 項	記 載 欄
設置者の名称	
設置者の住所	
博物館の名称	
博物館の所在地	

第二号様式を削る。

第三号様式を第二号様式とする。

第四号様式中「~~毎13分~~毎1分」を「~~毎15分~~毎1分」に、「~~毎15分~~毎1分」を「~~毎15分~~毎1分」に改め、同様式を第三号様式とする。

第五号様式中「~~毎15分~~毎1分」を「~~毎20分~~毎1分」に、「~~毎15分~~毎1分」を「~~毎15分~~毎1分」に改め、同様式を第四号様式とする。

第六号様式を第五号様式とし、第五号様式の次に次の一様式を加える。

第六号様式

第 号

年 月 日

奈良県教育委員会殿

設置者名

定期報告について

博物館法第16条の規定により、関係書類を添えて報告します。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。